

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和3年7月16日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和3年7月1日付け公文書不開示決定（尼税第275号-2）に係る審査請求（令和3年度審査請求第2号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年6月16日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、公開を請求する公文書の内容を、「阪神間市町村における取り決め文書すべて」として、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、令和3年7月1日付け公文書不開示決定通知書（尼税第275号-2）により、「公文書開示請求書に記載の「阪神間市町村における取り決め文書」という公文書は、税務管理課の属する「税務部内」には存在しない」ことを理由として、条例第11条第2項の規定を根拠に、公文書を不開示とする旨の本件不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和3年7月16日、本件不開示決定処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 処分庁は、令和3年8月5日付け公文書不開示変更決定通知書（尼資産第606号）により、「開示請求者に請求趣旨等を確認した結果、「平成15年度からの固定資産税の情報開示制度拡充に伴う対応について」を、対象公文書として特定した」ことを理由とし、公文書の名称を、「平成15年度からの固定資産税の情報開示制度拡充に伴う対応について」（以下「本件公文書」という。）、決定内容を、「部分開示（管

理職を除く押印は不開示（条例第7条第2号該当）」として、条例第11条第1項の規定を根拠に、職権で、本件不開示決定処分を変更する旨の決定（以下「本件変更決定処分」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

(1) 趣旨

本件不開示決定処分の取消しを求めている。

(2) 理由

ア 本件不開示決定処分・本件変更決定処分に係る決裁者の相違について

本件不開示決定処分の決裁者が税務管理課長である一方、本件変更決定処分の決裁者は資産税課長であり、それぞれ決裁権者が異なる。本件不開示決定処分を行った決裁者と異なる決裁者が、本件不開示決定処分を変更することができるのか疑問である。本件不開示決定処分の内容を変更するには、本件不開示決定処分を撤回し、新たな決定処分を行うべきである。

イ 処分庁による本件公文書の特定について

処分庁は、審査請求人が本件開示請求を行った令和3年6月16日時点で、本件公文書の存在を認識しており、審査請求人が本件開示請求において開示を求めている公文書が、本件公文書であることを認識していたのであるから、処分庁において文書の特定はなされていた。よって、本件不開示決定処分を撤回した上で、本件開示請求に基づいて本件公文書の公開決定がなされるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 趣旨

本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

(2) 理由

ア 法律上の利益の有無

審査請求人は、本件公文書が存在するにもかかわらず、本件公文書が存在しないとして行った本件不開示決定処分により、その開示を受けられなかったことを本件審査請求における不服の理由としているところ、本件変更決定処分により、審査請求人は、本件公文書の開示を受けたことから、本件不開示決定処分の取消しにより得られる法律上の利益を有しない。

イ 本件不開示決定処分について

仮に本件審査請求について法律上の利益があると解されるとしても、本件開示請求において、審査請求人は、公開を請求する公文書の内容を、「阪神間市町村における取り決め文書すべて」と記載しており、当該記載内容から本件公文書が特

定できないことは明らかである。その他対象となる公文書も存在しないことから、本件不開示決定処分は適法かつ妥当である。

審査委員会における調査審議の経過

1 行政不服審査法第74条に基づく処分庁に対する調査について

審査委員会より処分庁に対し、行政不服審査法第74条に基づく調査として、書面による調査を実施し、書面等による回答を求めた。

(1) 調査概要

処分庁においては、審査請求人が行った本件開示請求に対し、本件不開示決定処分を行った。その後、審査請求人より、本件審査請求がなされた後、本件変更決定処分において、対象公文書を「平成15年度からの固定資産税の情報開示制度拡充に伴う対応について」と特定した上で、当該公文書の写しを審査請求人に交付した。本件不開示決定処分と本件変更決定処分を比較すると、本件変更決定処分においては対象公文書が具体的かつ詳細に特定されていることから、処分庁は審査請求人と何らかの意思疎通を図り、対象公文書の特定に至ったと推察される。しかしながら、本件不開示決定処分に関連する書面には当該状況が記載されていない。

そこで、処分庁は本件変更決定処分を行うにあたり、審査請求人に対し、どのような意思疎通を図り、本件変更決定処分に係る対象公文書の特定に至ったのかについて、書面による回答を求めた。

(2) (1)に対する処分庁の回答概要

審査請求人が求める公文書は、令和3年7月30日に、処分庁職員と審査請求人とが電話で行った折衝において特定に至った旨の回答が処分庁よりなされた。

(3) 口頭による処分庁の回答概要

本件開示請求がなされた後、本件不開示決定処分に至るまでの間、処分庁において、審査請求人に対して、本件開示請求に係る対象公文書の特定のために、補正を求めた事実があったかについて、口頭により確認を行ったが、その事実はなかったとの回答を得た。

2 行政不服審査法第74条に基づく審査請求人に対する調査について

審査委員会より審査請求人に対し、行政不服審査法第74条に基づく調査として、書面による調査を実施し、書面による回答を求めた。

(1) 調査概要

審査請求人においては、処分庁に対し本件開示請求を行ったところ、処分庁は本件不開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。その後、処分庁は、本件変更決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。本件変更決定処分においては、対象公文書を「平成15年度からの固定資産税の情報開示制度拡充に伴う対応について」と特定した上で、当該公文書の写しを審査請求人に交付した。

処分庁は、本件変更決定処分において、上記のとおり対象公文書を特定し審査請求人に交付したが、本件変更決定処分により処分庁から交付された公文書の写しは、

審査請求人が本件開示請求で求めた公文書に相違ないかについて、回答を求めた。

(2) 審査請求人からの回答について

審査請求人からは、審査委員会が指定した期日までに回答がなかった。

理 由

1 審査請求人の決裁者に関する主張について

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件不開示決定処分が決裁者は税務管理課長、本件変更決定処分の決裁者は資産税課長であり、それぞれ決裁権者が異なり、本件不開示決定処分を行った決裁者と異なる決裁者が、決定の変更をすることができるのか疑問であるため、本件不開示決定処分の内容を変更するには、本件不開示決定処分を撤回し、新たな決定処分を行うべきであると主張する。

(2) しかし、条例においては、実施機関として「市長」が定められ（条例第2条第1号）、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない」（条例第11条第1項）と定められているところ、本件開示請求における本件不開示決定処分及び本件変更決定処分はいずれも尼崎市長が行ったものであるから、違法又は不当な点は見当たらないというべきである。

2 事実の認定について

(1) 条例第6条第1項第2号は、公文書の開示を請求する者は、開示請求書に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載し提出することとされている。本件開示請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）において、審査請求人は、求める公文書として「阪神間市町村における取り決め文書すべて（税務管理の●●さんに文書特定求めたものの無回答のため文書が出揃ったらお知らせ下さい。特定します。）」と記載しており、このような本件開示請求書の記載内容からすれば審査請求人において、公文書の特定が行われていないことが認められる。

(2) 一方、条例第6条第2項において、処分庁は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正をすることができることとされているが、処分庁は、本件開示請求がなされた後、本件不開示決定処分に至るまでの間、審査請求人に対して、本件開示請求に係る公文書の特定のために、補正を求めた事実はない。

(3) 処分庁は、審査請求人が求める公文書の特定は、令和3年7月30日の処分庁職員と審査請求人との電話での折衝において行われたと回答している。当該折衝内容の中に、本件開示請求について、「公文書開示請求書の公文書の名称又は内容に記載の「阪神間市町村における取り決め文書すべて」との請求であったため、税務部局

においては、取り決め文書は存在しないため、不開示とした」との処分庁職員の発言の記録があることから、処分庁は、本件不開示決定処分の段階では、審査請求人が求める公文書について特定がなされていない状態であるにもかかわらず、推測に基づいて当該処分を行っているものと認められる。

- (4) また、当該折衝内容の中に、審査請求人は、本件開示請求により求める公文書について、「内容は、(固定資産課税台帳記載事項) 証明書に住所を記載しない旨の方針の文書であり、内容から特定できるではないか。」と主張している記録がある。令和3年7月30日以前の文書には、このような記録はないことから、令和3年7月30日の当該折衝において、本件開示請求に係る公文書の特定がなされたものと認められる。
- (5) 審査委員会が審査請求人に対して行った調査について、上記審査委員会における調査審議の経過の2(2)に記載のとおり、審査請求人からの回答はなかったが、審理員審査においても、本件変更決定処分を経てもなお開示されていない文書が存在するといった主張は審査請求人からなされていない。また、本件変更決定処分に対する審査請求がなされていないことから、本件変更決定処分により処分庁から交付された公文書の写しは、審査請求人が本件開示請求で求めた公文書であると判断する。

3 判断

(1) 本件不開示決定処分について

上記2の事実認定から判断すると、処分庁は、本件開示請求書に形式上の不備があり特定がなされていないにもかかわらず、条例第6条第2項に規定する補正を求めることを行うことなく、公文書の特定がなされていない状態で本件不開示決定処分を行っていることから、この点は手続上の不備があったと認められる。

(2) 本件変更決定処分について

処分庁は、令和3年7月30日に、審査請求人との電話での折衝により、審査請求人が本件開示請求で求める公文書を本件公文書であるとして特定した上で、本件変更決定処分を行っている。

本件変更決定処分により、本件不開示決定処分は撤回されてその効力を失い、新たな開示決定が行われたと解することができる。本件変更決定処分により、審査請求人が本件開示請求で求めた公文書は開示されており、本件公文書に関する開示決定処分がなされた場合と同様の状況になったといえる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、本件変更決定処分により、法律上の利益を欠くに至っており、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月7日

審査庁 尼崎市長 松本 眞

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。